

## 総務委員会会議録

日時 令和8年3月9日（月） 開会時間 午前10時00分  
閉会時間 午後4時36分

場所 委員会室棟 第1委員会室

委員出席者 委員長 向山 憲稔  
副委員長 飯島 力男  
委員 藤本 好彦 桐原 正仁 渡辺 大喜 笠井 辰生  
名取 泰 志村 直毅

委員欠席者 望月 勝

### 説明のため出席した者

人口減少危機対策本部事務局長 細田 尚子  
人口減少危機対策本部事務局次長（人口減少危機対策課長事務取扱） 河合 秀樹  
総合県民支援局長 小澤 清孝  
子ども・次世代統括官（総合県民支援局理事兼職） 小澤 理恵  
多様性・働き方統括官（総合県民支援局理事兼職） 山岸 ゆり  
総合県民支援局次長 篠原 孝男 総合県民支援局次長 中村 直樹  
男女共同参画・多様性推進課長 古屋 明子  
子育て・次世代サポート課長 小林 秀一 子ども福祉課長 依田 勇人  
まなび支援課長 三科 吾諭子 働く人・働き方支援課長 奈良 知也  
県民生活支援課長 功刀 美奈子 パスポート室長 雨宮 康  
防災局長 河野 公紀 防災局次長 渡辺 一秀  
富士山火山防災監（火山防災対策室長事務取扱） 矢野 久  
防災危機管理課長 中嶋 正樹 消防保安課長 長坂 寿彦  
労働委員会事務局長 望月 等 労働委員会事務局次長 藤森 淳

公安委員会委員 堀内 拓三 警察本部長 仲村 健二  
警務部長 柴田 純 生活安全部長 佐藤 充 刑事部長 川口 守弘  
交通部長 今橋 敦 警備部長 岡部 正彦 理事 柏木 佳明  
首席監察官 進藤 明 総務室長 手塚 泰司 警察学校長 内藤 智  
警務部参事官 三浦 昇 生活安全部参事官 所 紀久男  
刑事部参事官 加藤 和弘 交通部参事官 田村 和哉  
警備部参事官 清水 高博 会計課長 手塚 芳仁  
サイバー犯罪対策課長 乙黒 大三 交通規制課長 戸澤 智和

地域課長 三森 美保 組織犯罪対策課長 樋川 光亮 運転免許課長 福島 直樹  
人身安全・少年課長 廣瀬 忍 警備第二課長 海野 洋士 監察課長 萩原 健

議題（付託案件）

- 第 14 号 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等中改正の件
- 第 25 号 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件
- 第 46 号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件
- 第 47 号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件

調査依頼案件

- 第 27 号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用
- 第 29 号 令和8年度山梨県災害救助基金特別会計予算
- 第 30 号 令和8年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。また、請願第6－5号については、継続審査すべきものと決定した。

会議の概要 まず、委員会の審査順序について、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、警察本部関係、高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係、総務部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局、議会事務局関係の順に行うこととし、午前10時00分から午後3時27分まで、途中、午前11時19分から午前11時28分まで、午後0時16分から午後1時30分まで休憩をはさみ、人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係、休憩を挟み、午後3時45分から午後4時36分まで警察本部関係の審査を行った。

主な質疑等 人口減少危機対策本部事務局、総合県民支援局、防災局、労働委員会事務局関係

※第 27 号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

（ワーク・ライフ・ケアバランス推進事業費について）

藤本委員

県民の62ページのマル新、ワーク・ライフ・ケアバランス推進事業費についてお伺いします。

この事業は、就業者の仕事、生活、育児、介護の調和を図るため、県内企業の業務改革や柔軟な勤務制度の導入などを支援するものであり、セミナーの開催、専門家派遣を行うということでした。しかし、働き方改革は掛け声だけでは前進しないと考えます。実効性が伴わなければ、現場の負担軽減にはつながらないと思います。

そこで、初めにこの事業の概要についてですが、何社にどの程度の制度の導入や業務改革の実現を目指す見込みなのか、お伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 この事業は複数の事業を組み合わせで行うもので、事業の方向性により大きく2つに大別できます。

1つは、経営者や人事労務担当者に向けたセミナーなどの開催と表彰の実施であり、こちらは啓発的な取組として、セミナーは2回で計100社以上の参加を目指します。

もう1つは、働き方改革アドバイザーがプッシュ型で企業にアプローチをし、現状分析と課題抽出を行い、社会保険労務士などの専門家派遣を行いながら、具体的な取組を支援する個別支援の取組であります。専門家の派遣回数には、1社ごとに限度を設けるため、課題の大きさなどにより進捗は異なるものの、各社がその後に、制度の導入や業務改革を達成できるレベルまでは支援できると想定しており、こちらも100社以上の支援を目指しております。

藤本委員

次に、セミナー専門家派遣の実効性についてですが、セミナーの開催や専門家の派遣はこれまで各地で行われてきましたが、参加しただけ、話を聞いただけで終わる事例も少なくないと思います。この事業は、企業の経営判断や現場の制度変更にまで踏み込める仕組みになっているのかお伺いします。

また、中小企業が多いと思いますので、実際に制度の導入に踏み切れるよう、中小企業の費用面や人材面の課題に、県としてどのように向き合うのかお伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 双方の取組を連動させて、セミナー参加企業に対して、アドバイザーがアプローチをし、個別支援を提案することで、効果を高めていきたいと考えております。社会保険労務士などの専門家との雇用契約が難しく、制度導入や業務改善まではなかなか手が回らない中小企業の実情を踏まえまして、アドバイザーだけでなく専門家の派遣についても、派遣回数に限度は設けるものの、全て無料とし、活用しやすい仕組みとしていきたいと考えております。

藤本委員

次に、支援対象の選定と継続したフォローについてですが、本当にその支援が必要なのは、既に意識の高い企業ではなく、改革に踏み出せない企業だと思います。今後、県はどのように対象企業を選定していくのか。

また、この事業は単年度で終わらせるのではなく、制度が定着するまで伴走支援を行う体制を整えているのか、お伺いいたします。

奈良働く人・働き方支援課長 個別支援については、申込みがあった企業に加えて、アドバイザーがプッシュ型で電話をかけた上で、支援の対象を広げていきたいと考えております。

電話をかける対象については、一定数の従業員を抱えて、就業規則などを定めていると思われるものの、専門家などとの雇用契約までは交わしていないと思われる企業を、アドバイザーが経験などを踏まえて選定していきたいと考えております。

また、個別支援を実施した企業に対しては、予算議決後になりますけれども、翌年度以降もアドバイザーがアプローチをして、必要に応じて追加の支援を行うなどのフォローを行ってまいりたいと考えております。

藤本委員 最後に、この事業は少子化対策や介護離職の防止、女性活躍の推進などとも深く関わる取組だと考えます。これらの施策とどのように連携しながら県内全体に広げていくのか。

また、育児や介護を担う働く方々の負担軽減や離職防止といった成果にどのようにつなげていくのか、お伺いします。

奈良働く人・働き方支援課長 アドバイザーと専門家については、各種施策の紹介やいろいろな助成金の申請支援も行うこととしており、関係する施策を県内に広める役割も一定程度果たしてまいりたいと考えております。今年度発表したケアラー実態調査からも明らかになりましたが、県内企業においては特に、介護との両立支援がまだまだ進んでいないため、大きな課題意識を持っております。この事業により、経営者などの意識変革と、企業における具体的な取組の両面を進めることで、介護を担いながら働く方々の負担軽減や離職の防止、介護離職ゼロにつなげてまいりたいと考えております。

藤本委員 働き方改革はこのセミナーの実施が目的ではないと思いますので、企業の現場で制度が導入され、働く方々の生活が改善されてこそ意味があると思います。特に、先ほど言われましたように、育児や介護を担う方々が働き続けられる環境づくりはとても重要だと思います。本事業が制度導入に踏み出せない企業の後押しとなり、県内に実効性ある働き方改革がさらに広がることを期待して、次の質問に移ります。

（大規模地震対策事業費について）

防の3ページ、大規模地震対策事業費についてお聞きします。

この事業は、大規模災害が発生したときに素早く適切に対応するための取組として実施されるもので、先ほど、新たな事業内容として、耳で聴くハザードマップの導入と述べられました。私は、県民の命を守る重要な取組だと感じましたので、幾つか確認させていただきます。

耳で聴くハザードマップの内容についてですが、現状の防災対策で足りない部分を強

化し、情報伝達の手段を拡充するものと考えますが、具体的にどのようなもので、どのような部分を強化していくのか、お伺いします。

中嶋防災危機管理課長 本事業で導入する耳で聴くハザードマップは、民間企業が提供するアプリに実装されているサービスでございます。スマートフォンを利用して、現在地や検索した地点のハザードマップの情報に加えまして、自治体が発表する災害情報などを音声で確認できる機能を備えております。これまでの災害情報は、地図や文字などの視覚に依存した提供方法が中心であったため、視覚に障害のある方などには十分に伝わらないという課題がありました。本サービスを活用することにより、災害情報を音声で確実に伝達できる手段を強化することが可能となります。

藤本委員 次に、耳で聴くハザードマップの利用方法についてですが、私は先日、災害時における県と市町村の役割を学ぶ議員研修会に参加しました。その中で強く感じたのは、自らの命は自ら守るという防災意識がまだ十分に浸透していない現状と、県民一人一人が平時から防災情報に触れ、主体的に備える環境づくりがとても重要だということでした。情報伝達の多様化が求められる今、このアプリが果たす役割は大きいと感じました。

そこで県民がいつ、どのような場面からこのアプリを利用し始めることができるのか、お伺いします。

中嶋防災危機管理課長 アプリの開発元の企業との契約は、予算議決後になりますけれども、令和8年度に締結する予定であり、契約後は県内全域で御利用いただけるようになります。御利用に当たりましては、一般的なスマートフォンとインターネット環境があれば、特別な準備をする必要はなく、アプリをインストールするだけですぐに使用することが可能となります。また、本アプリは災害時に限らず、平時から現在地の周辺や自分の避難する場所の危険箇所、避難場所を音声で確認する機能を備えているため、日頃の備えの段階から利用していただくことが可能となります。

こうした活用を通じまして、県民一人一人が主体的に防災行動を取ることに繋がるものと考えております。

藤本委員 便利だということはよく分かりましたが、このアプリが災害時に県民が必要な情報を得るための大切な手段になることは分かっているけれども、アプリのインストールや使用したときに費用負担が発生することはあるのでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 本アプリの利用につきましては、県民の皆様が使用するに当たり、費用負担が生じることはございません。運用に必要な経費については県が負担するため、アプリをインストールしていただければ、どなたでも無料で利用することができます。

なお、ほかのアプリと同様に、通信にかかる費用は利用者御自身の負担となります。

藤本委員 最後に、耳で聴くハザードマップの自治体での導入事例や活用状況、全国での普及状

況についてお伺いいたします。

中嶋防災危機管理課長 本アプリにつきましては、現在、全国で11都県において導入されておりまして、今後も本県同様に導入する自治体は拡大していくと伺っております。

また、このアプリは全国共通の規格でつくられておりますので、県民の皆様が一旦インストールしていただければ、本県だけではなく、他県に行ったときも、このアプリを導入している都県であれば、そのまま御利用いただくことが可能となります。これにより、移動先における災害リスクにつきましても音声で容易に確認ができ、どこにいても事前の備えに役立てていただけるものと考えております。

藤本委員 災害時に命を守るのは、情報が届くかどうかだと考えます。特に、視覚障害のある方や高齢者など、情報の取得に困難を抱える方だけではなく、県民一人一人に音声で情報を得られるというこの仕組みは、大きな意味を持つと思います。ぜひ単なるアプリ導入にとどまらず、県民への周知や市町村との連携を強化し、実際に使われる防災ツールとして定着することを求めます。

（富士山降灰対策ガイドライン策定事業費について）

最後に、防の7ページ、富士山降灰対策ガイドライン策定事業費について伺います。

昨年3月、内閣府は富士山が噴火した際の広域降灰対策ガイドラインを策定し、自治体が降灰対応を進めるときの考え方や留意点を示しました。しかし、これは首都圏など火山の遠隔地域を想定したものであり、火山災害警戒地域である本県は、独自に現実に即した降灰対策を検討し、実施する段階にあったかと思います。大規模な降灰は、交通インフラやライフラインなど社会全体の機能を広く長期に麻痺させる恐れがあり、降灰対策は極めて重要だと思えます。

今回、この富士山降灰対策ガイドラインの策定事業費として1,200万円余を計上されていますが、具体的にどのような内容のガイドラインをどのように策定していくのか、お伺いします。

矢野富士山火山防災監 本事業においては、市町村や事業者などの関係機関が降灰対策を講じる上での基本的な方針や考え方を示した実効性の高いガイドラインを策定してまいりたいと考えております。ガイドラインでは、主に住民の安全確保、それから情報の発信、周知、啓発、輸送・移送手段、火山灰の処理などを中心に、市町村が自らの避難マニュアルに具体的に反映できるよう整理してまいりたいと考えております。

具体的には、降灰からの避難が必要な対象者数のデータ、降灰分布、建物から避難するタイミング、降灰作業に必要な人員、資機材の配備、作業手順、火山灰仮置場の考え方など、実際の対応を想定する上で必要となるデータや指針を示してまいります。

なお、検討に当たりましては、専門的な知見や高度な調査、分析力が必要な項目が多数であるため、外部委託により進めていく予定でございます。

藤本委員 農村調査で富士・東部を訪れ、農業者から経営より自然災害への不安が強く聞かれ、現場での備えの重要性を痛感しました。

そこで、昨年9月の補正予算で、新たな避難の判断基準を策定するため、建物の降灰への影響を調査する予算が議決されましたが、その調査の現在までの進捗状況についてお伺いします。

矢野富士山火山防災監 9月補正予算で計上した建物への降灰影響調査につきまして、現在、富士山科学研究所で木造建物の耐力調査と、宝永噴火で埋没した家屋の発掘調査を進めており、その結果をもとに新たな避難判断基準の検討を行っております。

まず、木造建物の耐力調査におきましては、1976年竣工の旧耐震基準で建てられた木造平屋建ての建物に、実際の桜島の火山灰を堆積させ、建物への影響を検証しております。倒壊の危険があるとされる30センチの降灰が降り積もった場合、建物全体に約20トンの重さが加わり、屋根の梁には最大2.7センチの歪みが確認されている状況でございます。これに加え、今後は数か月にわたり、雨や雪の影響も含めて継続的に検証を行っていく予定でございます。

一方、宝永噴火による埋没家屋の発掘調査におきましては、当時の木造建物がどのように火山灰の影響を受けたのか、詳細に調べております。調査につきましては、約1.5メートルの深さから屋根の梁や柱が見つかり、火山灰の重みにより、噴火2日目には倒壊したものと分析されております。また、住民は火山灰が降る中、倒壊前に避難を開始したものと推測されております。

これらの調査結果を踏まえ、建物への影響を科学的に評価することにより、どの段階で避難行動が必要かを検討して、避難判断基準の具体化につなげてまいります。

藤本委員 富士北麓の市町村への降灰は、首都圏以上に甚大で、風向き次第で国中地域にも届く可能性があり、本県の降灰対策の実行をより急ぐべきだと思います。

最後に、県は今後、降灰対策ガイドラインの策定をどのようなスケジュールで進めていくのか、お伺いします。

矢野富士山火山防災監 火山専門家からは、富士山はいつ噴火してもおかしくない指摘されており、本県としても降灰対策を早急に進める必要があると考えております。

こうした中、令和7年3月に、内閣府が首都圏を対象とした広域降灰対策ガイドラインを策定いたしました。本県といたしましても、この内容を踏まえつつ、来年度中の策定完了を目指し、着実に作業を進めてまいりたいと考えております。

検討に当たりましては、富士山噴火時に大きな影響が懸念され、火山災害警戒区域に指定されている静岡県、神奈川県と本県の3県による富士山火山防災対策協議会の構成県として、緊密に連携しながら検討を進めてまいります。

まず、具体的な検討に着手するに当たっては、3県に加え、内閣府、国土交通省、気象庁などの関係機関や火山研究課が一堂に会し、ガイドラインの基本となる骨子を整理してまいります。その後、この骨子をもとに、火山防災の専門家による検討会を開催し、

具体的な内容を議論することで、実効性の高いものにしてまいりたいと考えております。

藤本委員 　　ぜひ、今回の事業が富士山噴火による降灰被害の抑制につながることで、そして県民の命と暮らしを守る具体的な備えとなることを期待するとともに、現場の農業者や地域の実情を踏まえた実効性のある対策として着実に推進されることを期待しまして、質問を終わります。

（国際保育推進事業費について）

桐原委員 　　初めに、県民の12ページ、マル新の国際保育推進事業費について伺います。

　　県は、言語や文化の違いに関係なく子供たちが成長できるよう、国際保育の取組を実施しているということは承知しておりますが、そうした中で、子供たちを受け入れる保育所等の現状と課題について、どのように認識をされているのか伺います。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 　　県内の人口減少に伴いまして、地域社会、地域経済における外国住民の比率が増加しております。国の在留外国人統計によりますと、在留資格のあるゼロ歳から5歳の未就学児は、令和7年6月末時点で30の国と地域から651名が在住しており、増加傾向にあります。

　　県が保育所等に行った調査では68.2%の施設から外国にルーツを持つ子供たちの受入れに前向きな回答があった一方、31.8%の施設で受入れに消極的な姿勢が見られました。

　　理由として、保護者とのコミュニケーションの不安、対応できる職員の不足や受入れ体制が整っていないなどの課題があると認識しております。

桐原委員 　　私の近所の甲州市内の保育園でも、ここ数年、外国人のお子さんを受け入れていただきたいという相談がたくさんある中で、保育の現場としては、ただでさえ人が少ない中で、外国人のお子さんが小さい場合はお話ができないかもしれませんが、保護者とのコミュニケーションとしては、例えば御主人は日本語ができるけれども奥様ができないなどの事例が多々あると聞いております。そのことについて、今回、本予算を計上していただいたのはすごく期待するものでありますが、外国にルーツを持つ子供たちの受入れの必要性が高まっていることについて、課題があることを承知しております。

　　そこで、これらの課題解決に向けて、来年度はどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 　　来年度の取組といたしましては、これまで実施してきた保育士等に向けた多文化共生研修、日本人親子・外国人親子への交流機会の提供を引き続き実施いたします。

　　また、保育所等実態調査の結果から、言語の違いにより保護者の困り事がうまく把握できないことが課題との回答が多かったことから、専門的な知見を持つコーディネーターを新たに設置し、困り事の把握と解決へのアドバイスをを行います。

あわせて、保育の先にある小学校への円滑な接続も見据え、保護者への進学ガイダンスを実施することとし、令和8年度当初予算に必要な経費を計上したところです。

桐原委員

3月3日の山梨日日新聞において、国際交流基金地球市民賞を甲府市の団体が受賞されたという記事を目にしました。この賞はどのようなもので、どのような活動をされているのかを拝見させていただきました。すごく先進的で、ゼロから2歳児の受入れを行っており、長くブラジルにいらっしゃった方が山梨県に戻られて行っていることと承知をしていますので、このように子供の受入れを積極的に行っていることを、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

来年度、大幅に国際保育の事業を拡大させる方向であるとのことですが、どのような効果をもたらすのか、お伺いをいたします。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 外国ルーツの有無に関わらず、県内全ての保育所等が子供たちを受け入れ、言語や習慣が異なっても一緒に遊び、学び、活動することは当たり前となることあるべき姿であると考えます。このような観点から、今年度発足します国際保育に関する研究会におきまして、先駆的に外国ルーツの未就学児を受け入れている現場の取組を参考に、国際保育として行うべき指針の作成を行います。

この指針を土台といたしまして、令和8年度当初予算に盛り込んだ事業を着実に進めることにより、県内の保育所等への国際保育の普及を図ることができます。これらの取組は、将来、多文化共生社会の礎になるものと考えております。

桐原委員

自動翻訳機器の導入の助成と載っていますが、県内の保育所や幼稚園などの数は、三百弱程度と思っています。もちろん研修を行うことは人材育成のために重要だと思いますが、まずは、このようなITを活用したコミュニケーションツールがあるということで、県内全ての保育所や幼稚園に持ってきていただいて、その機器を使ってもらうことがハードルを下げると思います。

このツールの使用を進めることにより、県全体で言葉の壁を越えた子育てができると思いますが、この点についてお尋ねをいたします。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 自動翻訳機器等の普及が国際保育の入口でもあります。本事業は、全施設の約7割がこの補助制度を使える制度設計としておりますので、ぜひこの補助制度を自動翻訳機器の導入に使っていただくとともに、掲示物や案内看板の多言語化、また食文化に関わる器具等の購入にも適用することができますので、活用していただきたいと考えております。

桐原委員

ぜひこの事業予算が不足するから補正予算を組む必要があるとなるように、しっかり啓発していただくとともに、いろいろなものに使えるということでもありますので、全ての保育所にそれを理解していただき、有効に活用していただくことをお願いいたします。次の質問に移ります。

（消防防災ヘリコプター整備事業費について）

防の10ページ、消防防災ヘリコプター整備事業費については、機体の更新であると承知しております。

今のあかふじは、平成30年度ぐらいに導入されたものであり、部品の調達が容易ではないという中で、令和12年度に新たなヘリの導入をするということではありますが、これだけ山に囲まれた地域で防災ヘリがあるので、全国の中でも出動回数が多いものだと思っております。その中での導入の背景についてまず伺いをいたします。

長坂消防保安課長 消防防災ヘリは、例えば、大規模災害で道路などが寸断した際に、迅速な救助活動を行うために非常に重要であり、県の防災体制を確保するには不可欠だと考えておりますので、防災ヘリの更新が必要と考えております。

桐原委員 新たな機種選定については、整備のしやすさや部品調達、コスト面が大変重要になってきます。また、定期点検時の運行停止期間があると承知していますが、この点について現状はどのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

長坂消防保安課長 防災ヘリは、滞空検査の期間や人員調整により、飛行できない期間がございますので、飛行できない期間につきましては、他県との相互応援協定に基づきまして、防災ヘリの運行を確保している状況でございます。

桐原委員 私は国産ヘリの導入についても、ぜひ検討いただきたいと思っております。もちろんパイロットの資格等で運行できる機種が既に絞られていると思うのですが、日本国内でも数社が自前のヘリをつくっているのも、ぜひ日本企業の技術力向上のためにも、これだけ小さい県でも国産ヘリの購入を検討するということが、大変重要だと感じています。令和12年度は4年後ですから、ある程度、機種も選定をされて目星もついているとは思いますが、ぜひ国産ヘリを導入していただきたいと思うのですが、この点について再度お尋ねをいたします。

長坂消防保安課長 国内の産業を育成していくことは、非常に重要な視点だと考えております。

一方で、今回はWTOの入札を想定しており、その中で機種を国内製に限定するのは、公平、競争性の確保に課題があると考えていますので、今回は海外製や国内製というところには条件をつけず、消防防災ヘリとしての性能や、部品調達体制が確立されているか、運行に必要な人員を確保できるかなどを総合的に判断の上、仕様書を作成してまいりたいと考えております。

桐原委員 今、言われたことは十分承知をしております。

ただ一つ考えられるのは、今、国際情勢がとても不安定であり、どのようなことが起こるかも分からない中で、部品調達ができずに、大事な命を守るヘリが飛べないということがないように、ぜひ複数回の部品調達に対しても、例えば、共同開発しているもの

だから部品は国内で調達できるというようなことも十分検討していただいて、山を持っている山梨県として、すばらしいへりの運行をしていただくようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

（妊産婦等生活援助事業費について）

笠井委員 県民の37ページの妊産婦等生活援助事業費についてお尋ねさせていただきます。家庭生活に困難な問題を抱える妊産婦とありますが、どのような方々を想定していて、対象者はどのくらいいらっしゃるのかを教えてください。

依田こども福祉課長 経済的困窮や家族などからの支援不足、精神的な不安などを抱えた妊娠、出産、育児に際して支援が特に必要と認められる者、いわゆる特定妊婦を想定しております。

笠井委員 対象者はどのくらいを想定していらっしゃるのか、教えていただけますか。

依田こども福祉課長 県内における特定妊婦の数は、平成28年度の55件から令和6年度には124件に増加しておりまして、今後も支援への一定の需要が見込まれているところでございます。

笠井委員 支援の具体的な内容をお聞かせいただけますか。

依田こども福祉課長 本事業につきましては、社会福祉法人への事業の委託を行い、特定妊婦等に対して、一時的な生活場所の提供とともに、対象者の状況に応じた求職活動への同行などのサポートや養育相談、育児、家事の支援などを行うことを想定しております。

笠井委員 経済的な面や精神的な面ということで、家庭事情やDVなどもあるかもしれません。いろいろな環境の中で、困難な状況にある妊婦の方々に、社会福祉法人を通して支援をしてくださると伺いました。この支援には連携がとても大切になってくると思います。社会福祉法人のほかにも関係する機関の協力をいただいて、支援をどのように進めていくのかを教えてください。

依田こども福祉課長 妊産婦の支援に当たっては、事業者が対象者ごとに個別の支援計画を作成いたします。この計画に基づきまして、妊婦健診や母子保健事業を行う市町村をはじめ、医療機関、職業訓練機関やハローワーク等の就労関係機関との情報共有など、緊密な連携を図りながら切れ目のない支援を提供していきたいと考えております。

（外国人材確保・定着支援事業費について）

渡辺（大）委員 県民の9ページの、外国人材確保・定着支援事業費ですが、まず、外国人材確保事業費において、県内企業等と外国人材とのマッチング機会の創出を図るため、海外での合同就職面接会をインドでされるということで、これは当然、山梨の企業も行かれるとは

と思いますが、想定される具体的な業種や、何社ぐらいの企業が現地に行くのかを教えてくださいたいと思います。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 業種につきましては、喫緊の課題である介護分野を筆頭に建築、その他製造、小売など、希望される業種の方を幅広く募って訪問したいと考えております。

参加する会社の数ですが、予算の編成上は、山梨県インド友好交流協会に加入されている会社を基に10社程度と積算はしておりますけれども、参加については皆様の希望を聞いてからになりますので、まだ明確に申し上げることが難しいです。

渡辺（大）委員 今回、インドに行くに当たっての企業側の経費負担は、どのようになっているのか教えてください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 参加企業の現地までの旅費等は、企業側の負担にさせていただきます。現地での会場使用料、マッチング、人を呼び集める等の経費は、県で準備を行います。

渡辺（大）委員 続いて、外国人雇用・生活実態調査費について伺います。

まず、何名ぐらいの方にヒアリングをするのか、また、ヒアリングをする方の国籍も決まっているのか教えてください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 調査には2種類あり、外国人の雇用をしている企業に対する調査と、在留外国人に対するアンケート調査がございます。

今の御質問は、企業に対する外国人の調査だと思いますので、そちらを説明させていただきますと、これまでに本県の補助金を受けたことのある企業に対し、その補助金の活用の成果を図るための調査員を派遣して、外国人労働者の日本語教育の状況や、外国人労働者へのヒアリングによる日本語レベルの確認をしたいと考えております。

調査員の人数や詳細等はこれから検討しますが、これらのヒアリングの結果を有識者に検証していただき、今後、本県の外国人施策の糧となるよう、活用していきたいと考えております。

渡辺（大）委員 県内に在住する外国人の方へのヒアリング項目にはどのようなものがあるのか、教えてくださいたいと思います。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 在留外国人に対するアンケートに関しましては、本県で安心して暮らせる環境づくりの参考とするため実施したいと考えております。令和4年度に在留外国人アンケート調査をしておりますので、比較可能な質問は継続しまして、これに安心できる環境づくりの項目等を加えて調査したいと考えております。

渡辺（大）委員 ぜひ山梨県に住む外国にルーツを持つ方が快適に暮らせるように、そして企業の方も安定して雇用が図れるように、今後も進めていただきたいと思います。

（人口減少危機対策基金積立金について）

名取委員 人口の3ページの、人口減少危機対策基金積立金についてですが、現在、この予算を含めた残高がいくらになるか、まず教えてください。

河合人口減少危機対策本部事務局次長 まず原資が34億円ございますが、そのほかに利息の収入がございまして、それを含めて当初予算で7,000万円余を積み立てる予定になっております。

名取委員 この当初予算の積立てを含んで34億円ということですか。

河合人口減少危機対策本部事務局次長 34億円とは別の7,700万8,000円になります。

名取委員 令和8年度はどのような事業に活用していく考えか、教えてください。

河合人口減少危機対策本部事務局次長 人口の3ページの支援事業費補助金は、市町村補助金であり、1団体につき500万円を上限として4団体を想定しています。

それに加え、専門家派遣事業費については、これまでに補助金に手を挙げた団体が専門家派遣を受けております。

これに加えまして、人口の2ページの下段の施策立案支援事業費を、新規に事業を立てまして、人口規模が小さい自治体においては施策立案がなかなか難しいと思いますので、支援をしていきます。こちらと併せて執行していきたいと考えております。

（男女共同参画団体活動促進事業費補助金について）

名取委員 次に、県民の4ページの、男女共同参画団体活動促進事業費補助金についてです。年々この補助金額が減っているのはなぜでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 これまでの実績を踏まえて積算した結果、令和8年度予算は減額となりました。しかしながら、例年の申請件数や交付状況を踏まえまして、必要額を確保しているため、申請を制限することはありません。

名取委員 補助金の申請と認可について私がお聞きしたところ、申請が以前より難しくなったとか、やりにくくなったとか、審査が厳しすぎるという声も聞きましたが、それらが申請数の減少につながり、実績の減少につながっているということはないでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 審査基準として、外部の有識者からの意見を参考に補助金を決定したり、市町村に意見を聞いたりすることはございますが、こちらからも書類作成の際

にアドバイス等をさせていただいており、可能な限り円滑な申請ができるように心がけております。

名取委員 外部の有識者というのはどなたになるのか教えてください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 びゅあ総合の職員等になっております。

名取委員 市町村の団体の申請書類の作成等の援助も行うという説明がありましたが、それを行っているのは誰ですか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 県に申請をする際に書類手続の作成上のアドバイスを、本県の職員が行っているという意味になります。

名取委員 先ほど外部の有識者がびゅあ総合の職員で、その方たちが審査をされているという説明でしたが、この職員は専門的な方たちになりますか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 びゅあ総合と申し上げましたが、正式にはやまなし文化学習協会の専務理事がこの職を務めておりまして、その観点からの審査を行っております。

名取委員 これは資料請求になるかと思いますが、やまなし文化学習協会の審査されている方の名簿を提出していただきたいと思います。

向山委員長 氏名ということですね。提出できますか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 提出させていただきます。

向山委員長 口頭ではなく資料のほうがいいですか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 口頭ですと、やまなし文化学習協会の一瀬専務理事と、外部ではなく県職員ですが、総合県民支援局の次長もその役を担っておりまして、2名で審査しております。

名取委員 個人の名前ですので、正確を期すために書面で提出をお願いしたいと思います。

向山委員長 委員各位に申し上げます。ただいま名取委員から要求のありました資料につきまして、委員会として執行部に要求してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

向山委員長 準備できましたら、御提出をお願いいたします。

名取委員 以前より申請しづらくなり、審査が厳しくなったことで申請数が減少し、その実績を基にすることで予算が年々減少するという悪循環になったらよくないと思います。ですから、そこはよく判断していただきたいと思ひますし、男女共同参画の事業をより活発に推進するのであれば、申請方法や審査方法の改善をしていくことも必要かと思ひますが、その点についての認識を伺ひます。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 確かに補助金申請の手續が困難になったことにより件数が減るようでは、男女共同参画の推進にも支障がありますので、その点については引き続き、こちらから助言等をさせていただきたいと思ひます。

加えて、現在も県公式ホームページや男女共同参画センターの情報発信を行っておりますが、今年度からラジオスポット放送や県noteへの掲載を行ひまして、より幅広い層への周知も図ってまいりたいと思ひております。

（外国人労働者家族医療傷害保険加入支援事業費補助金について）

名取委員 先ほどの渡辺委員の質問にも関連するかと思ひますが、県民の8ページの、外国人労働者家族医療傷害保険加入支援事業費補助金についてです。

こちらは本会議の質疑等で、これまでのベトナムに加えてインド国籍の従業員の方の御家族についても対象にしていくと説明がありました。対象をインドにも拡大するわけですが、予算が前年に比べて減っているのはなぜでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 ベトナムとインドの両方を合わせての計算となりますが、まず大前提といたしまして、補助対象が、やまなし外国人労働環境適正化推進ネットワーク参加団体のうち、そちらに参加していただいている企業に対しての補助金となります。その企業の数は百数十社ございますが、その中で現在、勤務していらっしゃるベトナムとインドの方について積算いたしまして、予算額を算出した状況となっております。

名取委員 予算額が前年度の3分の1程度になっているので、前年度の積算の見積りが甘かったということですか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 前年度の対象はベトナムのみであり、ベトナム人は人口減少が激しいものの、かなり大きな人数で積算したと思われませんが、本年度は人口の増加率とインドを加えたことで、より実態に即した積算方法に移行したというところですよ。

名取委員 ベトナムに加えてインドの方も対象となると増えるような印象がありますが、精査していただいたと理解しました。

補助先のところに、保険料の2分の1以上を負担する企業等とありますが、負担割合を変えたのでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 御指摘のとおり、令和7年度は当該外国人が母国の家族のために入った保険料の4分の3以上を負担していた企業に対して補助していたのですが、令和8年度は要件を緩和いたしまして、2分の1に変更いたしました。

もう1点変更点がございまして、令和7年度は補助の上限額がなかったのですが、令和8年度は1万3,000円を上限額として設定させていただきました。

令和7年度との相違点は以上の2点となります。

名取委員 企業の負担割合を4分の3から2分の1にしたということは、より企業側もこれに賛同しやすくなったと思いますが、上限額を1万3,000円にしたのはどのような理由か説明してください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 令和7年度までのベトナム保険は保険商品が1つでございました。具体的には、現地の保険料を日本円に換算すると2万6,000円程度でしたが、来年度はインドにも展開するに当たって、別の保険会社を使用することになります。インドは住んでいる場所、カースト、年齢により何百という数の保険商品がございます。1つの保険商品に絞れないことから、際限なくということになりますので、上限額をベトナムの保険料の上限額に合わせて1万3,000円で設定させていただきました。

（国際保育推進事業費について）

名取委員 次に、県民の12ページの、国際保育推進事業費について伺います。先ほども桐原委員から御質問があったところで確認したいのですが、令和7年度にはこの事業の中で通訳者や翻訳者の派遣事業があったと思いますが、それが見当たらない理由を説明してください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 令和8年度は、環境整備事業費補助金において、自動翻訳ツールなどの補助により対応することとしました。その理由は、通訳者等を手配するにはかなり時間がかかり即時性がないため、現場では即時性がある翻訳ツールを使用したいという現場の声があったことによります。

名取委員 即時性という点では、手元に自動翻訳機があったほうが早く対応できると思いますが、専門的な話になると、通訳者がいたほうがより正確に丁寧に伝わることもあると思います。そのような部分は補完できるという考えですか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 そのような場合には、本事業とは別になりますが、やまなし外国人相談支援センターに相談いただきますと、同行支援などが可能となっておりますので、そちらで補完できると考えております。

名取委員 今まで以上にそのようなニーズが増えてくると思うので、対応できるようにしてほしいと思います。

（子育て世帯住宅取得支援事業費補助金について）

次に、県民の14ページの、子育て世帯住宅取得支援事業費補助金ですが、令和7年度から5,200万円ほど大きく増額した予算となっている理由を教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 この補助金につきましては、結婚後5年以内の家庭に対しまして住宅取得補助を行っているものです。今回予算額が増加しているのは、実施する市町村の数が令和8年度は増加することによるものです。

名取委員 令和8年度は、いくつの市町村がこの事業を開始するのか見込みを教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 令和8年度につきましては、18市町村が実施する見込みでございます。

（縁結び支援事業費について）

名取委員 県民の15ページの、新規事業の縁結び支援事業費についてですが、まず、こちらに、若者が抱く結婚へのネガティブなイメージと記載されていますが、ネガティブなイメージとは何を指すのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 こども家庭庁のワーキンググループの報告によりますと、未婚の若者の約半数が、結婚すると夢がなくなる、行動や生き方の自由を損なうというイメージを持っていることが判明しておりまして、そちらを指しています。

名取委員 夢がなくなると聞いてショックを受けました。

次に、括弧2の縁結び応援事業費補助金の中で、結婚相談所への入会料等の初期費用を割り引くということで、対象が20歳から29歳の未婚者となっていますが、年齢設定の考え方を教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 人口減少の要因としまして、未婚化、晩婚化の進行がございます。これに対応するためには、若い世代のうちから結婚について意識をしていただいて、将来のライフデザインを考えてもらうことが重要であると考えております。

その一方で、若い世代につきましては、まだ経済的に不安定な状態である方が多いため、結婚への活動をちゅうちょする方もいると考えております。

つきましては、20歳代の若者の入会料の負担感を減らして、早いうちから婚活を始めってもらうため、20歳代の方を対象として考えております。

名取委員 補助額の上限を1人当たり10万円としていますが、結婚相談所の入会料はいくらぐらいが相場なのでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 この費用につきましては、各民間結婚相談所が独自にそれぞれ設定しているところですが、山梨県内の民間結婚相談所における初期費用を確認したところ、おおむね平均で10万円くらいだったため、その金額で設定しております。

名取委員 入会後のことですが、入会してすぐ辞めてしまった場合や、そのようなときに補助金の返還を求めるのか、入会する期間が条件になっているかなど、どのような制度設計になっていますか。

小林子育て・次世代サポート課長 入会していただければ、民間結婚相談所でしっかりと伴走支援をさせていただきたいと考えておりますので、補助金の返還については考えておりません。

名取委員 特に条件をつけないということですが、この補助金が正しく運用されるようにしっかりと審査をしてほしいと思います。

小林子育て・次世代サポート課長 委員からの御指摘につきましては、注意をして運用してまいります。

（男女共同参画団体活動促進事業費補助金について）

向山委員長 委員各位に申し上げます。

先ほどの審査の中で要求いたしました資料について、お手元に配付のとおり提出がありました。

名取委員 まず、提出いただきました資料について伺います。

山梨県男女共同参画団体活動促進事業費補助金の審査等を行う外部有識者の名簿をいただきました。名簿にある一瀬専務理事は、男女共同参画という分野でどのような学識経験や経歴をお持ちの方なのか教えてください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 学識といたしましては、現在、各種研修等で男女共同参画の学びを得ており、行政経験等の事務的な知識を得ていることから、こちらの委員をお任せしているところです。

名取委員 行政経験というのは、県の元職員ということなのでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 お見込みのとおりです。

名取委員 県職員時代に男女共同参画に関わる分野で御活躍されたということでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 直接、男女共同参画課にいてこの事業に携わっていたという経歴はございませんが、総合的な行政の目や世の中の関わり目というところで評価させていただき任命しておりますので、御承知おきください。

名取委員 先ほどは有識者という説明でしたが、その分野での専門的な方ではないという印象を持ちました。

同協会にはほかに9人ぐらいの理事の方もいらっしゃると思いますが、なぜ一瀬氏だけがこの補助金に関わっているのでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 一瀬氏は役職としても専務理事であり、本人の経歴というところで選定した状況です。

名取委員 これについては、また機会を改めて詳しくお聞きしたいと思います。

（保育人材確保・定着促進事業費について）

次に、県民の18ページの、保育人材確保・定着促進事業費についてです。

臨時でアドバイザーの派遣の予算が計上されておりますが、どのぐらいの派遣数を見込んでおり、どのような内容で派遣をするのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 このアドバイザー派遣に係る予算につきましては、302万5,000円を計上しています。内容につきましては、保育現場におきましては、いまだ手書きなどのアナログな業務が多く存在しておりまして、保育士等が事務系の業務に費やす時間が全体の3割に上るとい調査結果もございます。

このため、ICTの活用によりまして、事務系の業務の効率化を進め、保育士が子供と向き合う時間を確保することが必要になります。

そこで、ICTを活用した業務の効率化を図るリーダー的な保育士の育成手法を検討するため、保育施設にアドバイザーを派遣しまして、課題把握することを考えています。

向山委員長 派遣の見込み数はどうでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 想定では1名の方の派遣を考えています。

名取委員 1名の方でどのぐらいの保育施設を対象に派遣するのか、見込みを教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 モデル的な保育園を選定した上で行いますので、現在は2つの園を考えているところです。

（やまなし保育支援者派遣事業費補助金について）

名取委員 次に、県民の19ページです。

令和7年度にやまなし保育支援者派遣事業費補助金324万円が計上されていましたが、これが見当たらないと思いました。この事業は忙しいときに保育士などを支援する者を派遣、確保するために、事業者に支援をするための補助金を交付するものだったと思いますが、これはどのような扱いになっているのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 当該補助金につきましては、申請等の実績がなかったため、令和8年度については補助金の予算を計上しておりません。

（保育士養成施設就職等促進支援事業費補助金について）

名取委員 次に、保育士養成施設就職等促進支援事業費補助金560万円について伺います。この対象となる県内で保育士養成を行っている施設や学校などはいくつあるのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 県内の保育士の養成施設については6つありますが、1つは募集停止をしておりますので、実質的には5つです。

（特別保育事業推進費について）

名取委員 次に、県民の21ページの、特別保育事業推進費について、予算が6,100万円ほど令和7年度から減少しているとお見受けしましたが、その理由を教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 当該補助金は、1歳児クラスの職員の加配をした場合の加算措置であり、過去から県で行っていましたが、令和7年度に、1歳児加配につきまして、国のほうで新たな加算要件を満たす補助制度を設けました。

したがって、国の補助制度が適用になる場合は、県の補助制度は適用しないため、その額が減少しています。

名取委員 国の補助制度が拡大されたということですが、それに加えて県として予算化している部分は、国の補助制度の対象にならない部分があり、それを補完する意味で、その部分だけ予算化されているという理解でいいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 委員御指摘のとおり、国の補助制度の要件を満たす場合は、そちらのほうが加算の額が大きいため、そちらを優先することになります。国の補助制度の要件は3つありますが、その全てを満たすことができない保育園等がありますので、そちらについては県の補助金を交付することになります。

（乳児等支援給付費県負担金について）

名取委員 次に、県民の22ページの、乳児等支援給付費県負担金418万8,000円です。令和8年度から本格実施となる、こども誰でも通園制度にかかる負担金ということによろしいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 この補助金につきましては、こども誰でも通園制度に係る負担金でございます。

名取委員 こども誰でも通園制度の、令和8年度における県内市町村の実施予定について伺いま

す。

小林子育て・次世代サポート課長 令和8年1月末時点におきまして、25市町村で実施事業所を確保しております。残る2市町村につきましても、今年度中の確保に向けて調整中であり、県としましては、令和8年4月からの運用に向けて、引き続き支援を行ってまいります。

名取委員 どのような形で実施するかということでは、市町村も苦勞していると聞いていますが、いわゆる既存の一時預かり保育などを柔軟に活用することも含めて、事業化が進んでいる状況なのでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 既存の一時預かり事業というよりは、今回新しくできるこども誰でも通園制度にのっとった運用になります。

名取委員 一時的にお子さんを預かるということで、継続的に関われないことからくる子供の成長への影響や、子供が慣れないところに行って、逆に混乱するようなことがないのかとか、安全面の対策など、こども誰でも通園制度の課題が幾つか言われておりますが、県としての認識を伺います。

小林子育て・次世代サポート課長 こども誰でも通園制度の対象は、生後6か月から3歳未満で、今、保育所等に通園していないお子さんになります。そのようなお子さんが実際に園に入っているいろいろな経験を積むことで、いろいろないい面もあると思いますが、具体的にどのような課題があるかという部分については、今の段階で御説明は難しいですけれども、各市町村におきまして適切に子供を預けられて保育ができるように準備をしておりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

名取委員 幾つかの課題はあると思いますので、県としてもしっかり注意を払い、状況を確認してほしいと思います。

（プレコンセプションケア推進事業費について）

次に、県民の26ページの、プレコンセプションケア推進事業費について、先ほど、令和8年度は一層推進を図り、特に若年層への取組を強化していくと説明がありましたが、予算は800万円ほど減少していると思うのですが、県の取組を推進することとの兼ね合いも含めて予算が減少している背景を教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 令和8年度予算が減少しているのは、プレコン健診の受診者見込み人数の減少が大きな理由です。現在、プレコン健診につきましては県が全額負担をして実施しておりますが、これから先も県が全額負担をし続けることは難しいと考えております。

そこで、今後も事業を継続するために、来年度は健診費用の一部に自己負担を取り入

れるような見直しを行います。これにより、今年度よりも受診者の人数が減ることを見越した上で予算を計上しております。

名取委員 自己負担を求めることになるので受診者が減少するという見込みでこの予算額になったという説明でしたが、最初の説明では、一層推進をしていくとか、若年層にもさらに広げていくという考えなのに、減少を見込むというのは矛盾すると思うのですけれども、いいのでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 普及啓発につきましては、これまでも社会人や企業の経営者等を対象にセミナー等で啓発を行っておりますが、若年層への普及がまだ十分ではないと考えておりまして、来年度は高校生等の若年層への普及をするための経費を新たに計上しまして、まずプレコンを知ってもらうという形での啓発を図っていくことを考えております。

名取委員 事業の設定として、自己負担を設けることも必要になるのかもしれませんが、県が目指している方向との兼ね合いで、事業予算の算定がどうなのかという印象を持ちました。

（卵子凍結保存等助成事業費について）

県民の27ページの、卵子凍結保存等助成事業費についてです。こちらも前年度と比べると予算が減少していると思いますが、その理由を教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長 本事業につきましては、令和6年度から実施をしておりますが、令和7年度までの申請実績を踏まえ、実態により近い申請件数を見込んだ上で予算計上をしたため、予算額が減少しています。

（子ども未来進学支援事業費について）

名取委員 次に、県民の34ページ、子ども未来進学支援事業費の中の、マル新の通塾サポート事業費です。

事業内容で、塾に通う経済的負担を軽減する対策として、食料品と引き換え可能なクーポン券を発行する仕組みについて、もう少し詳しく教えていただけますか。

依田こども福祉課長 子ども未来進学支援事業は、生保世帯のお子様の進学を支援するために3年ほど実施してきましたが、利用者の拡大という課題があり、周知や普及を図っております。

御家庭の御負担というところでは、生保の方には独り親世帯の方が多く、お子様の送迎やお弁当の用意などが負担になっているところがありまして、食の支援と組み合わせることで利用のきっかけとなることを期待して、今回のクーポン券による事業を予算計上しております。

名取委員 クーポン券が食料を必要とする方に渡すことは必要だと思いますが、制度設計として、

塾に通うことを条件にしていらないということですか。

依田こども福祉課長 塾に通っている方に対する支援でございます。

名取委員 細かいことですが、塾に通っているという何かの証明を確認してクーポン券を配るのですか。

依田こども福祉課長 クーポンは県で発行しまして、お子様が通っている塾を通してお配りしますので、そのようになるかと思えます。

名取委員 塾に通っていても、そうでなくても、お困りの方にクーポン券が渡ることはいいと思いますが、通塾の意味合いを支援するための仕組みとしては、塾を通じてそこに通っている生保世帯のお子さんに対してクーポンを渡すという流れでよろしいですか。

依田こども福祉課長 お見込みのとおりです。

名取委員 その場合、塾のほうで、このおさんは生保の御家庭のお子さんであるという情報を把握することになるかと思えますが、そういうことですか。

依田こども福祉課長 塾と県で連携して行いますので、把握した上で行うということになります。

名取委員 生保に加入されているかどうかは、個人情報に当たると思いますが、それを民間の学習塾と共有することは問題ないのですか。

依田こども福祉課長 この事業を行うに当たり、協力していただける塾を募り、県の保健福祉事務所などから生保の方にアプローチを行い、対象の方が申し込むとなった場合には、塾のほうに申込みをすることになります。そこは個人情報の関係をしっかりと約束した上で行いますので、第三者に知られることはありません。

（高校生世代学習支援事業費について）

名取委員 マル新の高校生世代学習支援事業費について伺います。

オンライン授業の実施や動画の配信、セミナーの開催とありますが、どのようにこれらを対象となる世代に提供していくのか、流れを教えてください。

依田こども福祉課長 周知につきましては、各高校を通じて、電子データで本人や御家族にお知らせをしまして応募をしていただいたり、学校の先生からの利用要望があった場合にも対応していく想定しております。

名取委員 このサービスをどのように提供していくのか教えてください。

依田こども福祉課長 まず、オンライン授業につきましては、ウェブ会議システムを用いまして、英検2級や準2級の取得を目指す授業を実施する予定であります。

次に、動画配信ですが、英語、国語、数学、理科、社会の5教科について、学習動画を複数用意しまして、生徒の皆さんが自分の習熟度に応じて自由に学ぶことができるものを希望者に対して提供してまいりたいと思います。

名取委員 セミナーをどこで開催するのも教えていただけますか。

依田こども福祉課長 セミナーにつきましては、会場を設けまして、大学入試の傾向や勉強方法をテーマにしまして、進路選択に必要な情報を提供する予定です。学校ではなく、委託の中で会場を設けて実施する予定です。

名取委員 対象となる方は、経済的に余裕のない世帯という書き方をしておりますが、どのような方が対象になるのでしょうか。

依田こども福祉課長 生保受給世帯はもちろん、独り親家庭や、現在、学習や生活の状況に困りごとがある方など、参加を希望する世帯を幅広く対象にしていきたいと思います。

名取委員 オンラインの授業や動画の配信は、それそのものを作成してしまえば、提供に当たっては、人数が増えても経費はそれほど変わらないと思いますが、経済的にお困りの方などに限定せずに、希望者がいればどんどん提供して構わないと思うのですが、そこはいかがですか。

依田こども福祉課長 オンラインであっても、一定数の契約上の人数制限がありますので、対象をある程度制限して、状況を見ながら対象の拡大を検討してまいりたいと思います。

（児童家庭支援センター事業費補助金について）

名取委員 県民の35ページの、児童家庭支援センター事業費補助金について、新設のところがあるということでしたが、こちらにマル新で記載されている施設が新設される場所であるという理解でよろしいでしょうか。

依田こども福祉課長 マル新のところは新しくできる場所です。

（生涯学習情報提供事業費について）

名取委員 次に、県民の55ページの、生涯学習情報提供事業費ですが、こちら大きく予算が減少しておりますので、理由を教えてください。

三科まなび支援課長 令和7年度につきましては、システム改修費用として5,500万円ほど予算を計上しておりましたので、その分減額になっております。

（施設整備費補助金について）

名取委員 次に、県民の56ページの、マル臨の施設整備費補助金ですが、こちらは逆に大きく予算が増加しておりますけれども、理由を教えてください。

三科まなび支援課長 こちらは大学策定の長寿命化計画に基づいて執行しているものであり、来年度はこちらに計上する施設が対象になっているということになります。

（高等学校等就学支援金交付事業費について）

名取委員 県民の58ページの、高等学校等就学支援金交付事業費について、予算規模としては令和7年度の倍くらいになってはいますが、その理由を教えてください。

三科まなび支援課長 こちらは、国の制度が大幅に変わり、所得制限が撤廃され、全日制及び通信制がともに上限額が引き上げられたため、予算額が増加しております。

名取委員 国の制度変更がこちらに反映されていることを理解いたしました。

（U・Iターン就職促進事業費について）

次は県民の64ページの、U・Iターン就職促進事業費について伺います。

予算規模は、令和7年度とそれほど変わっていない印象を受けたのですが、今般、報道などでも指摘があるように、Uターンの割合が減っているという状況を捉えて、それを打開するのにふさわしい事業になっているのかが気になるわけですが、それらを踏まえてこの予算を計上する際に、どのような考えが反映されているのか教えてください。

奈良働く人・働き方支援課長 委員御指摘のとおり、今般、Uターン就職率は大きく低下しており、大きな危機感を持っております。当課が計上している事業については、大きく新しいものはございませんが、現在、当課が中心になって進めている県民所得の向上、賃上げについては、首都圏との賃金の格差が、Uターンの就職率低下につながっていると認識しておりますので、こちらについては、令和8年度予算に計上していないものの、2月補正に計上した事業や調査等、最大限の取組を進めているところですので、当初予算事業だけでは判断できないと考えております。

（やまなし人材定着奨学金返還支援事業費について）

名取委員 次に県民の66ページの、やまなし人材定着奨学金返還支援事業費についてです。

令和7年度より予算は増額しております。これは、令和8年度からいよいよ補助金の支出が始まることが反映されての予算だと思いますが、現状、この奨学金返還支援事業に協力いただける登録企業数や、この制度を利用して奨学金返還を受ける側の利用者の数の状況などをまず教えてください。

奈良働く人・働き方支援課長 現在の登録企業につきましては53社となっております。

今年度、交付決定を行った方は12名となっております。

名取委員 企業側にも御負担いただく分があつてのことだと思いましたが、まだ53社にとどまっている状況です。業種を絞っていないので、より多くの企業が参加していただくことで、県内就職の増加に寄与する事業になればいいと思いますし、若い方が返済を補助していただくことで、お金の心配がなく生活できる状況になればいいなと思いますので、より充実していくことが望まれると思うのですが、これは周知や広報に関わると思います。

さらに登録企業を増やし、利用していただける方を増やす上で、どのような周知方法を考えているか教えてください。

奈良働く人・働き方支援課長 企業の登録数の増加に向けては、引き続き経済団体を通じた周知や県の広報などを通じた周知を行っていきたいと思っております。やる気があればどの企業も登録できる制度になっておりますので、人材確保で県内企業が苦しいと言われている中でも、なかなかこの制度に参加いただけないのは非常に残念だと思っております。我々の周知もまだまだ足りないと思っておりますが、人材確保に向けた非常にインセンティブになる制度なので、合同就職フェアや我々のイベントなども通じながら連携をすることで、より一層周知に努めてまいりたいと考えております。

（消費者啓発事業費について）

名取委員 次に、県民の70ページの、消費者啓発事業費ですが、令和7年度と比較して大きく予算が減少しています。その理由を教えてください。

刃刀県民生活支援課長 こちらは再配達削減推進事業費補助金の事業の廃止に伴うもので、1億3,805万円の減額となっております。

名取委員 先日の委員会でも話が出たと思いますが、再配達のボックスを置くための補助事業がなくなったということですが、これは大分行き届いており、ニーズがほぼないという考えですか。

刃刀県民生活支援課長 令和6年度から7年度にかけて事業を実施してまいりましたが、市町村からヒアリングを行う中で、市町村に対して助成をしたものでございます。県とともに市町村でも、広報をはじめとしたいろいろな周知を図ってまいりましたがニーズがなく、今年度の2月補正で減額に至ったものでございます。

ただ、再配達の事業者からは、再配達率は減少していると伺っておりますので、事業の目的は達成できたと考えております。

（いじめ問題調査会運営費について）

名取委員 県民の75ページの、いじめ問題調査会運営費399万9,000円ですが、令和7

年度と比較して約4倍の予算額になっていますが、予算額が増加した背景を教えてください。

刃刀県民生活支援課長　こちらは、委員の報酬を定める附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に係る条例が改正予定でございまして、報酬額の増額に伴うものでございます。

また、いじめ問題調査会の業務ですが、各委員の専門的な知見に基づきまして、高度な判断や専門性が求められることから、タイムチャージ制を適用するものでございます。

（被災者生活再建支援基金出捐金について）

名取委員　防の3ページの、被災者生活再建支援基金出捐金についてです。

これは令和7年度当初予算課別説明書には掲載がなかったと思いますが、毎年計上しているのでしょうか。説明をお願いします。

中嶋防災危機管理課長　こちらにつきましては、委員御指摘のとおり毎年積み立てるものではございません。全国知事会におきましては、おおむね600億円を積み立てるという方向の下、これまでも大規模な災害に知事会としても拠出してきたところでございます。その基金の状況ですが、令和7年度末には約226億円まで減少する見通しとなります。このため、昨年7月に開催された全国知事会において、基金を安定的に確保するために、新たに全国で400億円を追加拠出すると同意がなされたところです。それに基づきまして、本県の金額はここに計上させていただいた3億6,443万2,000円という金額になっております。

（救急安心センター設置費について）

名取委員　防の10ページの救急安心センター設置費、いわゆる#7119についてです。

令和6年度から7年度に予算を大分増やして、体制を強化したという認識を持っておりますが、令和8年度の予算はそれほど増えていないと思っています。現在の体制は充足しているという認識なのか、現状を含めて説明をしていただきたいと思っています。

長坂消防保安課長　来年度の予算については、現状の体制を維持していますが、#7119について、夕方5時半から9時までドクターに御相談いただいているところがございます。その部分での人件費を増やしているところがございます。現状のものを基本として、運営面での工夫を行っていきたいと考えているところでございます。

（わくわく地方生活実現事業費について）

志村委員　人口の4ページの、わくわく地方生活実現事業費の移住支援金の実績について、令和6年度は153件だったと思いますが、令和7年度はどのぐらいなのか、今の時点で分かりましたらお願いします。

河合人口減少危機対策本部事務局次長　2月28日時点で市町村に状況を確認したところ、世帯が71

件、単身が45件、合計116件と、令和6年度と比べてテレワークが約30件減っていることもあり、全体として令和6年度よりも若干減っている状況になっております。

志村委員

毎年、移住・定住の人気ランキングが出ますが、山梨は常にトップ10に入っていると思います。最近の移住してくる方は、10年前からそうだと思いますが、ネットで情報を検索してくる方が非常に多く、その中で特に近年では、山梨への移住がネガティブに書かれているものが散見されておまして、そのようなところにいろいろな課題があると感じてはいます。年代も若い方に来てほしいということもあるでしょうけれども、都心に住んでいる高齢者の方も、財産を売り払ってでもできるだけ環境のいいところに移住したい方が多いと聞いていますので、いろいろな世代の方に移住していただくという意味では、本事業を活用していただくことはありがたいと思います。

今回計上している予算額は、そのようなことを踏まえて計上されているのか、これまでの移住・定住の実績や傾向を常に分析しながら計上しているのかをお聞きしたいと思います。

河合人口減少危機対策本部事務局次長 この移住支援金は、先ほどテレワークが減ったと申しあげましたが、企業を起こす方や農業の方、特殊な方なども幅広く扱っています。加えて、Y-c h a r g e という移住者の体験などの取材を行い、よりよい山梨の魅力を発信する施策も併せて行うことにより、移住・定住の支援を行っておりますので、若い方の意見も大事であります。取材も、若手の経営者の方や農業、ジュエリーなど、いろいろな分野にまたがるような方に行っておりますので、そのような方が魅力を感じていただけるような取組は、引き続き行っていきたいと考えております。

志村委員

私が感じたのは、Y-c h a r g e でいい情報をたくさん出してくださっていますが、ネットで散見されるネガティブな情報は、地域性や生活スタイルが当然、都会とは違うということがあるので、ネガティブと感じてしまう方が来てからそうしたことに気がつくのではなく、こういうこともあるけれども改善がされていたり、時代の変化によって変わってきているということも併せて情報発信していただけると、さらにいいと感じていますので、お伝えだけしておきたいと思います。

（男女共同参画団体活動促進事業費補助金について）

次に、県民の4ページの、男女共同参画団体活動促進事業費補助金のところで、資料を提出していただきましたが、男女共同参画の事業について、補助金を活用して行おうとする人たちの事業内容を審査するために、専門性がどうかというところで、ないよりはあったほうがいいと思います。

先ほどの御説明では、専門性については行政経験というところがありましたが、男女共同参画に関連する何らかの資格を有するか、あるいは学位があるとか、知見があるとか、何かそのような研究をしていたとか、そのような方々が審査に関わるということはないのかをお聞きしたいのですけれども、いかがですか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 専門性という観点からは、先ほど御説明させていただいたとおりですけれども、この補助金は、男女共同参画という名前となっておりますが、これに資する普及啓発や研修会、講演会など、幅広い分野で普及啓発等を行っていただいた活動に活用するものとなっております。ジェンダーはもちろんのことですが、活用事例といたしましては、パパのためのパパッと作れるパン教室であるとか、やまなし版父子手帳の作成など、幅広い分野の事業等を補助対象としておりますので、そのような広い見知が必要と思われま

志村委員 私も活用事例の一覧は拝見していますが、男女共同参画以外でも、例えば、プレコンセプションケアに関しても、ある程度、俯瞰的に見ていただけることも大事ですが、つい先日の新聞記事でも警鐘を鳴らされている方がいらっしゃったように、プレコンや男女共同参画が先走ってしまい、本来、リプロダクションや大切な自己決定権がベースにあって実施されている取組なので、男女共同参画として幅広にいろいろな事業をたくさん実施していただき補助金を出すという考え方を御理解されている方が入っていると安心であるというところがありますので、よろしくお願

（国際保育推進事業費について）

県民の12ページの、国際保育推進事業費について、私も国際保育の現場を拝見したり、課題もお聞きしております。

外国人の住民の方が増えて、保育ニーズも出てきている。海外から日本に移住して山梨で生活されている方に対して、保育士や保育のサポートをする方が必要です。通訳もできて保育もできるという方がいます。しかし、その人たちは、出身国では日本というところの保育士の資格の取得に必要なだけのスキルや学びがないため、日本に来てから保育士の資格を取るために勉強することが必要になるそうです。そうすると、それが非常に大変なところがありますので、そのような支援がないかと言われたことがあります。

ですので、外国人の保育士や保育士スタッフの採用や資格の取得に際しての支援については、令和8年度の事業の中ではできないかもしれませんが、それを念頭に置いて、国際保育の現場の方と相談や情報交換をぜひしていただきたいと思

古屋男女共同参画・多様性推進課長 外国にルーツがある方の保育士資格は、その方が持っている在留資格に関係がございます。現在のところは、身分系の永住者などは、日本でも保育士免許が取得できますが、技術系や特定技能で来た方は、まだ保育士の資格取得が難しい状況となっております。

また令和9年4月からは育成就労制度という、新たな在留資格ができて、現在よりは長く日本に滞在することができる技能も出てきますので、今後、国際保育を進めていくに当たりましては、そのような保育人材の検討も必要になってくると考えております。

志村委員 期間限定で来ている人のことを前提にしているのではなく、既に住んでいる人という意味で、実際そのような方が今回の事例の保育所にもいらっしゃいます。そのような方が保育の資格を取ろうと思うと、出身国で高校まで出ていないことがあり、日本に来ても順調に進まないところがあります。そこは本人の努力が必要になりますが、努力をする意味でもそのところの何か支援策があるといいなという声を聞いているということをお伝えしておきます。

（縁結び支援事業費について）

県民の15ページの、縁結び支援事業費について、ここ数年で変わったところもあると思いますが、過去に行っていた出会いサポートセンターや縁結びサポーターという仕組みから現在の仕組みに変わってきている経過と、現在行っている事業の目的や内容の違いを、簡単に説明していただくことはできますか。

小林子育て・次世代サポート課長 現在、行っているやまなし縁結び応援ネットワークと今回の新規の縁結び支援事業ですが、どちらも結婚を希望されている方を支援するという意味では、目的は同じでございます。違う部分としましては、民間結婚相談所との関わり方が違っております。

具体的に申し上げますと、縁結び支援ネットワークでは民間企業や市町村等を含めまして、そのメンバーの一員として、民間結婚相談所の方に関わっていただいております。地域全体の結婚支援事業の底上げをしていただき、間接的な役割でしたが、今回の新規の縁結び支援事業につきましては、本人の行動変容や行動促進などの、直接的な支援をしていただくところが違いでございます。

志村委員 結婚へのネガティブなイメージがありまして、昨日もそのようなことを聞いたばかりだったので、何とホットな話題なんだろうと思ったところですが、ネガティブなイメージをどのようにそうではない方向にするかというところがあります。

一方で、縁結び応援事業費補助金は4,000万円を計上しており、1人当たり10万円上限ということですが、補助先が民間の結婚相談所というスキームになっているので、どれぐらいの相談所で、事務費等の費用をどれぐらい見込んで積算しているのかを教えてくださいませんか。

小林子育て・次世代サポート課長 この10万円につきましては、事務費等というよりも、初期費用に係る部分の費用を助成するというところで積算しています。

志村委員 4,000万円ということは、普通に考えると400人分ということですね。比較していいかは分かりませんが、過去に行っていたものは、2万円ぐらいの入会金で、2年間のサポートセンターのようなものの会費だったと思います。それと内容は当然違うと思いますが、民間の結婚相談所を通して1人10万円をサポートするというのは、事業の費用対効果としてはいかがでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 費用対効果につきましても、留意をすべき点だと考えておりますが、今、県内の20代の方で結婚に向けて行動を起こしたくても起こせない方がいらっしゃるかと考えており、それを後押しできるように県として支援するため、県内の入会料の平均である10万円を補助して、結婚へのハードルを下げていく形で考えております。

志村委員 出会いの場は民間の結婚相談所に窓口となっただき、今の縁結びサポーターの方はいろいろな方が大勢いらっしゃるサポートしてくれますが、最終的な出会いの場所は結婚相談所であると理解しますが、よろしいでしょうか。

小林子育て・次世代サポート課長 出会いの機会につきましては、イメージアップ推進事業において、通年で県内の各圏域で実施をしまして、その中で希望する方を民間結婚相談所の個別相談会に誘導を行うなどの民間結婚相談所の活用を考えております。今、行っている縁結び応援ネットワークにつきましても、連携しながら事業を進めていきたいと考えています。

志村委員 いい御縁がたくさんできるようになればいいなと思います。

（妊産婦等生活援助事業費について）

県民の37ページの、妊産婦等生活援助事業費について、今、プロポーザルの公募が既に出っていますが、これを受託できるのは1事業者でよろしいのでしょうか。

依田こども福祉課長 1事業者です。

志村委員 特定妊婦が増えているという御説明だったことと、一昨年の山梨日日新聞において、甲府市内の社会福祉法人がモデルケースであるとして取り上げられていたかと思いますが、可能性として、その法人が手を挙げてきて受託することが想定されるのか、あるいはこれだけ増えてきているので、例えば国中と郡内など複数箇所を設置をするのか、そのような考え方は、今回の場合はないということでしょうか。

依田こども福祉課長 新聞に載っていたのは山梨立正光生園だと思いますが、こちらも当然、そのプロポーザルの選定対象にもなろうかと思いますが、ほかにも同じようなことをできる事業者があるかと思いますが、そのような中で専門性や実績などを踏まえて選定をしていくこととなります。新聞に載っていた件は日本財団の助成を受けて行っていましたが、その助成が今年度で終わりました、来年度以降も引き続き行っていくための予算化ですので、基本的には県内で1事業者ということでございます。

志村委員 本県には女性相談支援センターがありますので、そのような機能を持つことができれば本当はよかったと思いますが、実際には担い手としての経験やスキルがある事業者にしっかりと請け負っていただいて、こういう状況の妊婦さんへの支援を進めていただけ

れば非常にありがたいと思います。

（大規模地震対策事業費について）

防の3ページの大規模地震対策事業費について、私が過去に一般質問で提案させていただいた、耳で聴くハザードマップが当初予算に計上されて非常にありがたく思っています。11都県で導入していると御紹介がありましたが、市区町村の議会でも導入の提案が全国的に出されており、先行する都県では、その中の市町村でも全て導入済みというところがあります。

今回、山梨県でもこれに着手するということとなりますが、県内の市町村での耳で聴くハザードマップの活用について、どのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

中嶋防災危機管理課長 委員御指摘のとおり、東京都をはじめとしたほか10の自治体でも導入しております。本県で来年度、業者と契約した場合には、全ての市町村の方が御利用できる形になりますので、県としては全ての市町村を含めた形での対応になろうかと思えます。

この事業はつくっただけでは効果が出るものではございませんので、県の広報媒体は当然のことながら、市町村にもあらゆる手段を使って広報していただきたいと考えています。例えば訓練の場でデモンストレーションをしていただくなど、工夫を凝らしたものを検討することにより、県民の方々に周知を図っていきたいと考えております。

志村委員 このアプリを知っていただき、使っていただかないと意味がないので、健常者の方にもしっかりと認知していただいて、活用していただくのはありがたいと思いますが、もう一つ、まだ一部ではありますが、愛知県などでは、このアプリを外国人の方も使えるように多言語化してサービス提供しています。

山梨県でもサービスを拡張して、最初から外国語対応もできるような耳で聴くハザードマップにしていいただければ本当にありがたいのですが、将来的にそのようなところも見据えていただくと、外国人にも利用可能になりますので、御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

中嶋防災危機管理課長 今回、5か国語に対応できるように予算計上しております。

具体的には、日本語はもちろん、英語、中国語、韓国語、ベトナム語を考えている状況でございます。

志村委員 最初からある程度、多言語化に対応してスタートしていただけるということで、大変ありがたく思っております。引き続き防災対策が進められることを期待しまして、以上で終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

**※第 29 号 令和8年度山梨県災害救助基金特別会計予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

**※第 30 号 令和8年度山梨県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算**

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

**※第 14 号 山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等中改正の件**

質疑

名取委員 今回の条例改正の趣旨は説明がありましたが、使用料や手数料を値上げするという  
ことで、値上げ額の算定方法を教えてください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 現行の使用料額等に、現在の消費者物価指数を基準とした補正係  
数を乗じて算出いたしました。条例ごとに適用年月日が異なるため、改定率に差がござ  
います。なお、額を定めた際に基準といたしました消費者物価指数は、それらの前々年  
度の値としております。

名取委員 消費者物価指数を参考に係数を掛けたということですが、例えば、資料2のマル  
1の山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例の別表第2中の改定では、区分1の利  
用料金限度額の値上げ率が3.3倍、区分2では値上げ率が1.6倍、区分3では値上  
げ率が3.3倍と、かなりアンバランスがあり、いずれもキャンプ場の宿泊料金ですけ  
れども、アンバランスが生じていることについて説明してください。

小林子育て・次世代サポート課長 別表第2には3つの補正がございまして、いずれも補正係数は3.  
3で計算しているところでございます。

名取委員           では区分2の計算を私が間違えたのかもしれませんが、3.3で試算しているということですね。

                  その考え方は、ほかのマル2、マル3の施設においても同じ3.3の幅で上げているということですか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長   それぞれの施設によりまして、条例が適用となった年月日が異なりますので、2番のこころの発達総合支援センターの場合は補正係数が1.090、3番のやまなし地域づくり交流センターにつきましては1.081という係数となっております。

名取委員           条例の適用時期が違うから係数が変わってくるというのは、いまいち理解できないのですが、現在の消費者物価指数に基づいて、係数を掛ける出発点が違うという意味ですか。それについて答弁してください。

古屋男女共同参画・多様性推進課長   例えば、愛宕山こどもの国ですけれども、条例の適用年月日は昭和48年4月となっております。この場合、額を定める際に基準とする消費者物価指数は、前々年度の値となりますので、昭和46年の物価指数になります。そこに、現在の2024年度の消費者物価指数108.9を1として補正係数を求めているものです。

名取委員           算定方法は分かりました。

                  値上げによって、年間の各施設でどのくらいの収入増を見込んでいるのか教えてください。

小林子育て・次世代サポート課長   愛宕山こどもの国のキャンプ場につきましては、令和6年度の実績として、第1号が21件、第2号が14件、第3号が90件ございました。今、これに基づいた計算をしておりませんので、また確認をいたしまして、御報告をさせていただきたいと思います。

名取委員           マル2とマル3も聞いたので。

小林子育て・次世代サポート課長   大変失礼しました。資料がございました。第1号区分の増収額が3,990円、第2号が5,180円、第3号が6万9,300円でございます。

                  続きまして、こころの発達総合支援センターにつきましては、実績をベースにそれぞれ計算しますと、第2号の普通診断書の交付につきましては、増額が2万8,920円、第3号のところは5万5,760円となっております。

名取委員           施設ごとの収入増について答弁いただきたいと思います。先ほど、各施設について区分ごとに詳しい説明をいただきましたが、3番の地域づくり交流センターの説明がなかったもので、追加でお願いしたいと思います。

三科まなび支援課長 どのくらいの収入増になるかにつきましては、仮定の話になってしまいます。使用実績に対しての収入料になりますので、現状の利用実績でどのくらい増えるのかについては、現状の収入に対しての伸びの見込みは、今の時点では手元に数字がございませんので、資料を用意させていただきたいと思います。

名取委員 物価上昇に見合った受益者負担を求めるという説明でしたが、実際に利用料金の収入が少なく、施設の経営が大変になっている現状から算出したものではないということではないのでしょうか。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 施設の経営も物価上昇の影響を受けることは確かでございます。ただ、物価高で県民生活が苦しいということも併せてございます。その状況で使用料を上げるのは、物価高騰によりコストが上昇している中で料金を据え置くと、利用しない県民の方にも過度な負担が生じ、公平性が損なわれるという観点から、受益者負担の原則に基づき、このたび必要な見直しを行うものでございます。

名取委員 各施設の料金改定に伴い、収益増がどれくらいになるのかということです。把握していないということは、各施設の経営の観点からの条例改正と見受けられないという印象を非常に受けました。物価が一律に上がっているから、その分を受益者負担にしているというだけであり、丁寧さが欠けるのではないのでしょうか。

物価高騰の影響を受けた利用料金の上昇分を受益者負担に求めるといいますが、受益者である県民の誰もが物価高騰の影響で生活が大変になっていると思います。そのような観点からの影響も、もっと検討する必要があると思うのですが、最後に答弁いただきたいと思います。

古屋男女共同参画・多様性推進課長 確かに施設については、即答はできませんでしたが、いずれにいたしましても、施設側でも経費がかかっているという状況にもなります。

また、使用料や手数料の改定は、通常では3年ごと、5年ごと等を区切って行うものですが、これまでは何十年と改定はせずに、受益者負担というところは逃れてきたのですが、このたび、激しい物価上昇に伴い、一斉に改定を行うこととなりましたので、御承知おきいただきたいと思います。

## 討論

名取委員 先ほど申し上げました、物価高騰の影響を受けた利用料金の上昇分を受益者負担に求めるところですが、受益者である県民の誰もが物価高騰の影響で生活が大変になっていることから、利用料金を値上げすべきではないと考えます。

また、算出の根拠とすべき各施設の収益増については、明確な回答がありませんでした。この間、利用料金については据え置いてきたということで、この機会に改定するという説明がありましたが、その説明だけでは、物価高騰を枕詞にすれば、今が上げるチ

チャンスというように聞こえてしまいますので、しっかり施設ごとの経営状況を見て、この施設については値上げが必要なのかなどの観点も含めて、さらに総合的に検討し直すべきだという意見も申し上げて、反対討論といたします。

藤本委員 　私は、山梨県立愛宕山こどもの国設置及び管理条例等の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

　近年の物価上昇や社会経済情勢の変化を踏まえ、施設の適切な維持管理と安定したサービスの提供を行うためには、使用料や手数料等の見直しは必要な措置だと考えます。本改定は、県民サービスの質を維持しながら、施設の持続可能な運営を図る観点からも妥当なものであると考えます。利用者の理解を得ながら、今後、引き続き丁寧に適切に実施されるべきものと考えます。

　以上の理由から、本議案に賛成します。

採決 　採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

#### ※第 46 号 公立大学法人山梨県立大学の定款変更の件

質疑

志村委員 　簡単に聞きますが、4人から5人に人を増やすことによる経費の増はどのくらいでしょうか。

三科まなび支援課長 　現状では、直ちに理事を増やすことは想定しておらず、例えば評価機関における認証評価の年などに、臨時的な業務量に対応するために配置することを想定しておりまして、直ちに新しい年度から人件費が増ということは、現状では想定しておりません。

志村委員 　今、言われたようなパターンで理事を増やす場合には、常勤にするか非常勤にするかで報酬も変わってくると思いますが、その辺はどのようなお考えですか。

三科まなび支援課長 　常勤ではなく非常勤で業務に当たっていただくことが想定されると思います。

志村委員 　あと、任期について、理事長は4年、理事は2年の任期だと思いますが、この違いはどのような位置づけなのでしょう。

三科まなび支援課長 　まず、理事の任期につきましては、機動的な人事の見直しを行えるように2年間としたものです。公立大学法人では一般的な期間となっております。適切なガバナンスを維持するために妥当な任期と考えております。

　理事長の4年につきましては、現在も1期目は4年、再任の場合は2年までとなっておりますので、原則、今の1期目の4年を新たな理事長にも適用するとしているところ

です。

名取委員 変更内容について、今度は知事が理事長を任命するとありますが、今まではどのような形で選んでいたのでしょうか。

三科まなび支援課長 今までは、学内の選考委員会で選ばれた方を、任命は知事が行っていました。

名取委員 今度は学内での選考委員会の選考を経ずに、知事が理事長を任命できるようになるということでしょうか。

三科まなび支援課長 そのとおりでございます。

名取委員 その根拠法令は、地方独立行政法人法などで決まっていることなのでしょうか。

三科まなび支援課長 法によりまして、定款に定めればそれが可能となるとされていることから、今回、定款変更の件をお願いしているものでございます。

名取委員 学内での選考委員を経ずに知事が任命するのは、法律との関係では可能であるということだったので、しなければならないということではないということを確認しました。これは大学の独立性が損なわれるのではないかと思います、そこの認識を伺います。

三科まなび支援課長 県立大学内でも、これまでも理事長と学長の分離について検討を重ねてきたと承知しております。また、全職員を対象とした学内説明会においても反対意見は出なかったと伺っております。今回の件は大学側から要望があったという内容になっております。

名取委員 次に、学長を選考するために学長選考会議を設置するということですが、これはどのようなメンバーで構成されるのでしょうか。

三科まなび支援課長 学長の選考会につきましては、大学法人内で定めるものになりますので、そのときにメンバーが選ばれると思います。現時点ではまだそのメンバーは決まっていないと考えております。

名取委員 学長を選考するために学長選考会議を設置するという部分で、もう一つお聞きしますが、この選考会議にはどこまでの権限があるのでしょうか。選考会議で選考された方は、形上では、学長を理事長が任命するとなっておりますが、どこまで選考会議の権限があるのか教えてください。

三科まなび支援課長 これまでも理事長、学長兼務の場合であっても、その選考会議で選ばれた方を知事が任命してきております。今後につきましても、その選考会議で選ばれた方を理事長

が学長として任命するという事は、当然のことと考えております。

## 討論

名取委員 今回、理事長を知事が任命するという事については、今までは学内の選考委員会で決めた方を知事が任命するという手順を取っていましたが、その手順を取らずに、今度は知事が直接任命するという事は、大学の独立性が損なわれる課題だと思いますので、この議案には反対するものです。

藤本委員 私は本議案につきまして、賛成の立場から討論いたします。  
これまで先ほど来、説明がございましたように、山梨県立大学におきましては、理事長と学長を兼務するという体制の下で大学運営が行われてきたということですが、御承知のとおり、近年、大学院の新設、また学部再編など、教育と研究のさらなる充実が求められていると思います。一方で、大学を取り巻いている環境は、大変目まぐるしく変わっておりまして、大学間競争の中で経営基盤の強化と教育と研究の質のさらなる向上を同時に進めていくということが求められていると思います。

そこで、本議案は理事長と学長の役割を分離して、理事長は法人経営に、学長は教育と研究に専念する体制を整えることで、より強力で機動的な魅力ある山梨県立大学の運営を実現しようとするものであり、大学の持続的な発展と地域社会へのさらなる貢献に必ず寄与すると考えます。

以上の理由から、本議案に賛成します。

採決 採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

## ※第 47 号 公立大学法人山梨県立大学が徴収する料金の上限の変更の認可の件

## 質疑

名取委員 資料3の法人が変更する料金の上限について、学生以外の者を対象とした特定行為研修とありますが、学生以外の者というのはどのような方を指しているのでしょうか。

三科まなび支援課長 現在、病院や各施設で働いている看護師を想定しております。

名取委員 この受講料等についての免除などの規定はあるのでしょうか。

三科まなび支援課長 こちらでは免除規定は設けておりません。ただ、他課になりますが、医務課でこの研修を受けるための補助金を設けておりますので、そのような補助金を活用して受講していただくことが可能となっております。

名取委員 受講料の金額が他大学と比較してどの程度のものか教えてください。

三科まなび支援課長 他の公立大学で同様の研修を行うところを参考にしておりますが、そこと比べても平均的な金額で設定をしております。

名取委員 次に、2つ目の丸のその他の改定の、証明事務手数料について伺いますが、証明事務手数料の改定に伴い、どのぐらいの収益増を見込んでいるのか教えてください。

三科まなび支援課長 年間トータルではございませんが、1件当たり50円の増になりますので、年間50件、100件に対して掛ける50円という金額を想定しております。

名取委員 50件、100件では大分幅がありますが、実績はどのぐらいと判断すればいいですか。

三科まなび支援課長 直近の証明手数料の件数の実績を持ち合わせておりませんので、また計算してお示しさせていただきたいと思います。

## 討論

名取委員 私は第47号議案に反対の立場から討論いたします。  
受講料については、医務課での補助金などもあるということでしたので、それらが活用されるように、さらなる周知がされることを望んでおります。  
その他の証明事務手数料の改定については、先ほどの第14号もそうでしたが、この改定に伴い、大学側での収益がどのくらい増えるのかという部分が十分検討されていない印象を強く受けました。実績がすぐ示せないということでしたけれども、仮に100件が対象になった場合、それに伴う収益増は、改定によって5,000円となります。これは十分、大学の中の収支で対応できる金額だと思います。物価上昇で受益者負担を求めるという説明だったと思いますが、先ほどから言っているように、県民の誰もが大変な状況であり、安易に利用料金の値上げをすべきではないと考えますので、本議案に反対いたします。

藤本委員 私は、この第47号議案について賛成の立場から討論いたします。  
本議案は、特定行為研修等の新設に伴う受講料の上限設定、そして、証明事務手数料の見直しを行うものであると、先ほど来、御説明がありましたが、地域医療を担う高度な人材育成を進めるとともに、物価高騰などを踏まえた適切な大学運営を図る観点からも妥当な対応であると考えます。  
以上の理由から、本議案に賛成します。

採決 採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

※請願第6－5号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

名取委員 私は、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求めることについての請願に可決すべきという立場で意見を申し上げます。

請願項目の1、最低賃金法を全国一律制度に改正することにつきましては、本議会の私の一般質問で知事も、本来、同じ労働の価値が地域によって変わるべきではないと考える。最低賃金額を決定する要素になっている生計費の地域採用別の社会政策によって本来補完すべきである。全国一律の最低賃金は、あるべき姿であると考えているので、今後、国に対して議論を喚起していくと答弁をされていました。首都圏との地域間格差を解消する上では、避けては通れない課題だと認識をしております。

また、請願項目の2で求めている最低賃金1,500円以上は、その地域間格差を埋める上では不可欠の条件となります。山梨県だけではすぐに実現が難しい部分もあると思いますので、その実現を国に求めることは合理的な意見だと考えます。

同時に、請願項目の3の中の中小企業への支援策を抜本的に拡充、強化するという内容につきましても、中小企業や小規模事業者が多くを占める本県においては、賃上げのためには当然必要になる課題であります。

以上、いずれも本請願が求めている内容は時節にかなったものであることから採択すべきと考えます。

渡辺（大）委員 私は、継続審査すべきという立場から意見させていただきます。

最低賃金の全国一律化及び1,500円以上への引上げは、物価上昇や人手不足が続く中、労働者の生活安定や地域経済の活性化に資するものであると考えます。

一方で、最低賃金の大幅な引上げは、価格転嫁の在り方や下請け取引慣行、税、社会保険料負担にも影響し、小規模事業者の事業継続に深刻な負担となる可能性があります。拙速な判断は、地域経済に予期せぬ影響をもたらす懸念があり、地域として全国一律化に対応できる基盤が整いつつあるかを見極めることが重要です。

県は賃金の引上げに必要となる企業の基盤と環境の整備を進めており、さらに国においても生産性向上投資や賃上げ促進策が拡充されています。

こうした国や県の施策の効果を慎重に見定める必要があるため、本請願は継続審査すべきと考えます。

討論

名取委員 先ほども、本請願を採択すべきという立場で意見を申し上げました。加えて、今、継続審査という意見の中で、県や国の政策の効果を見極めてというお話がありましたが、今、県や国が実施している賃上げに向けての施策と矛盾するものではなく、その中でよ

り効果的な対応を求めるという意味では請願を採択し、山梨県議会から意見書を国に提出することは、むしろ国の政策を後押しし、県の施策を推進する上でも力となるものだと考えますので、本請願を本委員会において採択すべきと考えます。

採決 採決の結果、起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

## ※所管事項

質疑 なし

## 主な質疑等 警察本部関係

※第 27 号 令和8年度山梨県一般会計予算第1条第1項歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款及び歳出中総務委員会関係のもの、第2条繰越明許費中総務委員会関係のもの、第3条債務負担行為中総務委員会関係のもの、第4条地方債、第5条一時借入金並びに第6条歳出予算の流用

質疑

（警察施設維持補修費について）

名取委員 警の4ページ一番下の、警察施設維持補修費が1億586万円計上されています。令和7年度との比較で3倍近くとなっておりますが、その理由を教えてください。

手塚会計課長 警察施設維持補修費が前年度比プラス6,764万5,000円増額している理由ですけれども、警察施設LED照明整備事業費による増となります。

（電話詐欺被害対策の費用について）

名取委員 次に、警の7ページです。電話詐欺被害が拡大しているということで、当委員会や本会議で質疑がありましたが、どこに対策の費用が含まれているのか教えてください。

手塚会計課長 電話詐欺に関しては、防犯活動費の中に事業の概要として様々な費用が計上されていますが、こちらに分散する形で入っております。

名取委員 分散ということで比較が難しいのですが、令和7年度比では、電話詐欺の対策費としては増えているのか、横ばいなのか、減っているのか、特徴を教えてください。

所生活安全部参事官 電話対策の活動費につきましては、電話詐欺の抑止装置の整備、貸出しという内容で、令和7年度と同額の費用になります。

名取委員 先ほど分散して含まれているということでした。電話詐欺の抑止装置については、効果を私も評価しております。その抑止装置だけで同額という説明でしたが、抑止装置はどの予算に含まれているのか教えてください。

所生活安全部参事官 抑止装置の事業費については、高齢者の安全対策事業費になります。

向山委員長 課別説明書の項目のどこであるかを示してください。

所生活安全部参事官 防犯活動費の中の長寿社会対策費になります。

名取委員 私もこの委員会でも求めましたし、本会議の一般質問でも取り上げられた議員の方もいらっしゃると思いますが、効果が高いものですので、抑止装置の事業費についても拡充していくことが今後、必要かと思えます。

ちなみに、令和7年度比でいうと、先ほど説明があったように、長寿社会対策費はほとんど変わっていませんので、今後の拡充を求めたいと思えます。

（交通安全施設整備費について）

次に、警の8ページで伺います。交通安全施設整備費は、いわゆる道路標識、道路表示などの修繕に当たる整備費かと思えますが、令和7年度比で半分ほどになっている理由を教えてください。

手塚会計課長 交通安全施設整備費は、令和7年度から5億4,874万9,000円減となっております。この理由につきましては、令和7年度には交通信号灯機のLED化事業を5億円余計上させていただきまして、本年度で事業終了となります。令和8年度には計上しておりませんので、これだけの減額となっておりますが、それ以外の部分につきましては、例年と同様の額となっておりますので、引き続き、道路環境の整備に努めてまいります。

（電話詐欺被害対策の費用について）

桐原委員 名取委員の御質問にもありましたが、電話詐欺の対策費のところで質問させていただきます。県警においては、電話詐欺の被害防止を推進しており、録音機器が有効であることを承知していますが、今までの貸出の実数と、効果があった件数についてお尋ねをいたします。

所生活安全部参事官 電話詐欺抑止措置の令和3年6月から令和8年1月末までの延べ貸出台数については1,330台、貸出世帯数については928世帯となります。なお、電話詐欺抑止措置を設置した世帯におきまして、これまで電話詐欺の被害は発生しておりません。

桐原委員 本会議の質問でも、被害件数はそこまで増えていないと承知していますが、被害額に

関しては、今までより上回っているということでありました。相手も手を変え、品を変えという中で、県警察でも、国際電話が繋がらないようにすることを広めていると思いますが、私の周りの高齢者の方に聞いても、それは行っていないという方が多いです。海外を拠点にして電話をかけてくるというのはまだまだあると聞いております。例えば0800のような電話番号だと思いますが、そのようなことを、もっと広めることによって防止できる被害があるのではないかと思うのですが、この点についてお伺いをいたします。

所生活安全部参事官 電話詐欺の防止対策につきましては、国際電話への対策や抑止装置の貸出しも含め、様々な対策を行っているところであります。被害防止対策といたしましては、これまでどおり3本柱である、犯人からの電話を取らない対策、電話に出てもだまされない対策、だまされてもお金を渡さない対策を柱として進めております。

その中で、犯人からの電話を取らない対策では、電話詐欺抑止装置の普及や国際電話の利用休止申請の促進に取り組んでおります。

また、電話に出てもだまされない対策では、詐欺を見破るポイントをまとめた手口集を県警ホームページに掲載しているほか、防犯講話などで活用し、県民の対応力向上を図っております。

また、だまされてもお金を渡さない対策では、金融機関との被害防止協定の締結や、コンビニとの情報共有の強化など、官民が連携した水際対策を推進しております。

このほかに、県内出身のシンガーソングライターをやまなし防犯大使に委嘱し、防犯ソングを通じて幅広い世代に情報を発信し、注意喚起を行っております。

桐原委員

山梨県は人口が80万人を切って少ないところでもありますから、詐欺を働く側が、山梨県に電話をかけてもなかなか成功しないと思われるぐらい、徹底して活動を行うことは必要だと思います。これだけ注意喚起をコマーシャルでもやって、警察の皆さんが出前講座でもやって、学校でもやっているのに、まだ引っかかってしまう人がいます。78万人の県民全員が、その電話が詐欺ではないかと疑うぐらいの県民意識の向上に努めていただきたいと思いますが、最後にその点についてお尋ねをいたします。

所生活安全部参事官 詐欺対策につきましては、検挙と被害防止対策の両輪で各種対策を継続して推進してまいります。本年3月5日には、電話詐欺被害防止に役立つ国際電話のブロック機能、詐欺電話のブロック機能及び最新手口の把握が可能な警察庁推奨のスマートフォン用特殊詐欺対策アプリが無料でダウンロード可能となったことから、今後はあらゆる広報媒体を通じてアプリの周知を図ってまいります。

また、捜査側とも連携し、被害者の聴取に基づいて作成している手口集をリニューアルし、地域の防犯講話や防犯キャンペーンを通じて、直近で発生している手口を含め、さらなる周知を図るなど、県民の被害防止に全力で取り組んでまいります。

（違法薬物に関する対策費について）

桐原委員 違法薬物に関する対策費は多岐にわたっていると思いますが、課別説明書のどの辺りを見ればよろしいのでしょうか。

手塚会計課長 警の7ページの、犯罪捜査取締費の中の組織犯罪対策費に含まれております。

桐原委員 近年、私が言うまでもなく、全国的に違法薬物問題が深刻化しており、また、その中で、若年層への拡大やSNSを利用した販売など、手口が巧妙化していると言われております。特に、県都である甲府市内の繁華街においても、夜間に多くの人が集まるということから、違法薬物の流通や使用を懸念する声は少なくないと聞いております。この点について、どのような対策をされているのかお尋ねをいたします。

加藤刑事部参事官 県警察といたしましては、関係機関、団体、学校と緊密に連携しまして、薬物濫用防止教室を効果的に開催することにより、若い世代に薬物乱用の危険性、有毒性に関する正しい知識を周知する広報啓発活動を推進しております。

こうした活動と並行しまして、大麻や覚醒剤などの薬物事犯の取締りを強化して、若い世代を含めて、社会全体から薬物乱用を排除する機運の醸成を図り、防止に努めてまいりたいと考えております。

桐原委員 私も薬物乱用防止教育認定講師として、毎年、中学校や高校で教室を行っています。子供たちは、そんなことが山梨県であるのかと言いますが、実際に起きているという話をするのです。イタチごっこになっていることは百も承知ですが、山梨県においては、そのようなことが1件でも減るようにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

**※第 25 号 山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例中改正の件**

質疑 なし

討論

名取委員 私は、第25号山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

先ほども、それぞれのところで同様の条例改正に当たって反対をしてみました。物価高騰の影響を受けた利用料金の上昇分を受益者負担に求めるというものですけ

れども、受益者である県民の誰もが物価高騰の影響を受け、生活が大変になっていることから、利用料金を値上げすべきではないと考えますので、反対するものです。

藤本委員 　私は、本議案の山梨県運転適性検査手数料条例及び山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

　この改正は、近年の賃金上昇や物価高騰、先ほど来、御説明がありました原材料費、輸送費などの増加、また社会経済情勢の変化を踏まえて、警察本部が提供するサービスに係る手数料を適正な額に見直すものだと考えています。受益者負担の観点からも、物価上昇分を反映した適正な手数料に改定することは、安定的な警察サービスの運営を確保するとともに、県民にとっても透明で公平性のある制度運営に必ずつながると考えておりますので、以上の理由から本議案に賛成します。

採決 　採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定した。

## ※所管事項

　質疑に先立ち、執行部から第8号議案「山梨県警察職員給与条例等の一部を改正する条例」及び第11号議案「山梨県介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等に関する条例等の一部を改正する条例」について警察本部関係の所管に係る部分の説明が行われた。

質疑

（自転車への青切符制度の適用について）

名取委員 　今年の4月1日から、自転車などに適用されていた交通反則の通告制度、いわゆる自動車などに適用されていた青切符の制度が自転車にも適用されるようになります。

　まず、これを受けて、県警では自転車の交通違反等が発生しないように、どのような周知活動や取組をされているのか伺いたいと思います。

田村交通部参事官 　今回の改正につきましては、県警察では現在、街頭活動や交通安全教室など、警察活動の機会を通じて、広報啓発活動を推進し、併せて、県警ホームページに、自転車ルールブックや自転車交通安全教育ガイドラインのリンクを掲載し、県民に活用していただけるように周知しております。

　さらに、多くの運転免許更新者が訪れる総合交通センターや警察署窓口等におけるデジタルサイネージ等による動画の放映や、関係機関、団体、市町村等への法改正の内容を説明し、県民への周知及び自転車安全利用の促進について連携、協力を依頼し、より多くの県民に御理解いただくように取り組んでいるところでございます。

名取委員 　いろいろな形で周知されていることが分かりました。

　実際に交通違反に当たるような事例を町で発見した場合、その方が周知はされている

けれども、最初はまだまだよく分からないまま違反を行うことも多いと思います。そのような場合、現場ではすぐ青切符の対応をするのか、それとも教育的な指導を図るのか、考え方を教えてください。

田村交通部参事官 先ほど申しました自転車ルールブックは警察庁で所管して作っているものであり、そちらにも掲載されておりますが、基本的には指導、警告が基本でございます。その中で度々の警告に従わない、あるいは実際に交通事故を起こすような違反については取締りをするようになっております。

（矢羽根の周知について）

名取委員 次に関連して伺います。

今回の法改正以前から一般道を走っていても、いわゆる矢羽根と言われる自転車の通行する場所を示す表示があります。ただ、あれが何か交通規則にのっとって表示されているのかとか、どういうルールでそこを走行しないといけないのかとか、そのような問題が、私も自動車を運転する側からもよく知らないのが実情ですし、自ら自転車を運転する際にもよく知らないままになっているのが実情ですけれども、これについても今後周知を行っていく必要があると思いますが、どのようなお考えか伺いたいと思います。

田村交通部参事官 自転車の通行帯については様々なものがございまして、先ほどお話しになりました青色の矢羽根型路面標示は、警察で設置しているものではなく規制表示ではありません。これは道路管理者が自転車の安全な通行を促すために、通行場所と方向について目安として表示しているものです。

ただ、委員御指摘のとおり、なかなかそのようなことが周知されていない現状がございまして、自転車の安全な通行方法とともに、このような内容についても指導、広報、啓発を進めてまいりたいと考えております。

名取委員 運転免許を持っている側からも、矢羽根の中をタイヤが通っているのかとか気になるところであります。青色のところもありますし、武田橋から西側に向かうところには赤い矢羽根も見受けられるようですけれども、何か違いがあるのでしょうか。

田村交通部参事官 矢羽根につきましては、道路管理者がペイントしているものでございますので、特定の色といったものはございません。

名取委員 赤いところは自動車そのものが通行してはいけないのかなと理解していましたが、交通規則は特になんということなので承知しました。

ただ、自転車が安全に通行するために道路管理者が設置しているものということですので、それを理解した上で、矢羽根は交通規則ではないけれども、安全のことを考慮して設置されているということがしっかり周知される必要があると思います。

例えば、運転免許の更新のときは、交通規則に入っていないから伝えるものではない

のかもしれませんが、何らかの機会で自動車を運転する側にも周知していく必要があると思いますが、何か考えはあるのでしょうか。

田村交通部参事官 ただいまの御質問におきましては、恐らく自転車が道路を走るので、自動車側も注意しなければいけないということだと思います。これにつきましては、今回の法改正に伴い、自動車が自転車の側方を通過する際の通行方法に係る規定が新設されております。自転車は車道通行が原則ですが、自転車が同一車線を直進する自転車の右側方を通行する際には、十分な間隔がないときにはその間隔に応じた安全な速度で進行しなければならない等の規定がございますので、免許の更新時講習の際には、このような法改正に伴う規定を周知してまいります。

その他

- ・ 3月10日の午前10時から、高度政策推進局、新価値・地域創造推進局関係の審査を行うこととされた。

以 上

総務委員長 向山 憲稔